

栃木県県土整備部週休2日制モデル工事試行要領

(目的)

第1条 この要領は、将来にわたり社会資本の整備及び維持管理を継続していくために必要な中長期的な担い手の確保・育成を図るため、職場環境の改善の取り組みとして週休2日制工事を実施し、その効果や課題抽出を行う「週休2日制モデル工事」（以下「モデル工事」という。）の試行に関する事項を定めるものである。

(モデル工事の概要)

第2条 モデル工事は、一般競争入札に付す総合評価落札方式で発注する工事のうち、発注者が指定する工事とする。

2 モデル工事には第4条の余裕期間（フレックス方式）を設定するものとする。

3 受注者は、当該受注工事において次条に定める週休2日制を実施するものとする。

4 受注者は、週休2日制の効果や課題を整理するとともに、工事完了後発注者の指示するところによりアンケート調査に協力するものとする。

(週休2日制)

第3条 週休2日制の休日は、次のいずれかとし、受注者は施工計画書に休日の計画を記載する。

(1) 一週間のうち土曜日及び日曜日の2日間の休日

(2) 一週間のうち2日間の休日（土曜日、日曜日以外も可とする。）

なお、上記の休日に加え、祝祭日を休日とする。

2 前項の休日の対象者は、元請業者のうちモデル工事に従事する者（技術者及び技能労働者）とし、モデル工事に係る現場を閉所するとともに、事業所における資料作成等の業務も行わないこととする。

3 受注者は、下請業者にモデル工事の実施について協力を依頼するものとする。

(余裕期間（フレックス方式）の設定)

第4条 余裕期間（フレックス方式）とは、発注者があらかじめ設定した全体工期（余裕期間と実工期を合わせた期間）の中で、受注者が工事の工事着手日（始期）と工事完成日（終期）を決定する方式をいう。

2 余裕期間は、契約日の翌日から工事着手期限日の前日までの期間とし、60日を限度とする。

3 実工期は、受注者が決定した工事着手日から工事完成日までの実際に工事を施工するために必要な期間（準備期間及び後片付け期間を含む）であり、発注者が定めた標準工期より短く設定することはできない。

4 発注者は、工事着手期限をあらかじめ入札公告等で明示するものとし、受注者は、契約締結までに、工事着手日（土日祝祭日は除く）及び工事完成日（土日祝祭日は除く）を定め、工期通知書（フレックス方式適用工事）（別記様式）により発注者に通知するものとする。

なお、契約締結日以降特別な事情がない限り、受注者の都合による工事着手日及び工事完成日の変更はできない。

5 前払金は、工事着手日の14日前から請求できるものとする。

ただし、工事着手日が契約締結日から14日に満たない場合には、契約締結日以降請求できるものとする。

6 余裕期間における当該工事現場の管理は、発注者の責任により行うものとする。

なお、受注者は、余裕期間内に測量、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない

7 余裕期間においては、主任技術者、監理技術者及び現場代理人を配置することを要しないものとする。

8 余裕期間を設定することにより増加する経費は受注者の負担とする。

(モデル工事の実施)

第5条 受注者は、モデル工事を実施するに当たり、以下の事項に留意する。

(1) 工事着手日及び工事完成日については、週休2日制が実施できる実工期を設定する。

(2) 災害等の緊急対応や地元対応等により、やむを得ず計画した休日に作業が生じる場合は、原則として同一週において休日の振り替えを行うものとする。

また、降雨や降雪等の自然的な事象により、第3条第2項を満たす場合は、原則として同一週の休日とみなすことができる。

なお、上記の休日の振り替えを行うときは、休日の前日までに監督員に報告するものとする。

(3) 週休2日制の実施状況について、栃木県土木工事共通仕様書に定める履行報告に合わせ、当該報告書の備考欄に以下に掲げる算出式及び達成率を記載し報告する。なお、2カ月目以降は累計の達成率を併記する。

達成率(%) = 算出期間に週休2日を実施した週数 ÷ 算出期間内の総週数 × 100

※1 週数とは、計画した週休2日を含む週の数とする。達成率は小数第二位を四捨五入する。

※2 やむを得ず休日の振り替えを行った場合でも、週休2日制を実施したものとする。

※3 週は工事始期日を初日として設定し、終期において7日間に満たない週が生じる場合は、達成率算出式に算入しない。

(発注者の配慮)

第6条 発注者は、受注者が円滑に週休2日制を実施できるように、以下の事項に配慮する。

(1) 週休2日制工事の妨げになるような指示等を行わない。

(2) 受注者からの協議等にはできる限り速やかに対応する。

(工事成績評定)

第7条 発注者は、受注者のモデル工事の取り組みに対し、「創意工夫」の評価点に下表の加算を行う。

達成率の区分	評価点の加算点数
達成率 90.0%以上	3点
達成率 75.0%以上 90.0%未満	2点

※「創意工夫」は主任監督員の評価項目であり、成績評定における重みは0.4であるので、工事成績評定は上記加算点に0.4を乗じた点数となる。

- 2 達成率が75.0%に達しない場合は、工事成績評定の加減は行わない。

(間接工事費の補正)

第8条 モデル工事は、別途定める係数による間接工事費の補正を行うこととする。

なお、モデル工事は発注時にあらかじめ補正を行うが、当該工事の達成率が75.0%に満たない場合は補正分を全額減額し、達成率が100%に満たない場合は達成率に合わせて補正額を減額する。

また、第9条に定める受注者の希望による週休2日制工事は、達成率が75.0%以上となった場合、当該達成率に合わせた補正を行う。

(受注者の希望による週休2日制工事)

第9条 モデル工事以外の余裕期間(任意着手方式)を設定する工事のうち、一般競争に付す総合評価落札方式で発注する工事又は設計金額3,000万円以上の土木一式工事において、受注者が週休2日制を希望する場合は、受注者は契約締結後工事着手日までに「様式-1」により発注者と協議の上、発注者が「様式-2」により承諾した場合には週休2日制工事を実施できるものとする。

- 2 前項において週休2日制工事を実施する場合は、本要領のうち第2条(第1項を除く。)、第3条、第4条(第4項を除く。)及び第5条から第8条を準用する。
- 3 前項において当初契約工期に変更が生じる場合は、速やかに工事変更契約書により変更契約を締結するものとする。

(モデル工事において使用する様式)

第10条 栃木県建設工事施工体制確認型総合評価落札方式試行要領第15条に定める入札公告については別に定める様式を使用し、モデル工事であることを明示するものとする。

(その他)

第11条 その他必要な事項は別に定める。

附 則

本要領は、平成29年8月 4日から施行する。

本要領は、平成30年2月 1日から施行する。

本要領は、平成30年6月11日から施行する。